

新成人の皆さんへ

20 歳になったら国民年金

日本の公的年金制度である国民年金は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障がいを負ったときや、家族の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

国民年金加入の手続き

20 歳を迎えたら、国民年金の第 1 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など）になるための手続きを、ご自身で行ってください（すでに第 2 号被保険者、第 3 号被保険者になっている人を除きます）。

※第 2 号被保険者とは会社員・公務員など、第 3 号被保険者とは第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者（年収 130 万円未満）です。

①「国民年金資格取得届」を市役所（支所、出張所含む）、または年金事務所に提出してください。

②「年金手帳」が届きます。

保険料納付の確認、就職時の厚生年金への加入手続き、将来の年金の受け取りに必要なになりますので大切に保

管してください。

③「国民年金保険料納付書」が届きます。

金融機関またはコンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジットカード納付も可能です。詳しくはお問い合わせください。

保険料の納付が難しいとき

①学生納付特例制度…在学中で所得が一定以下の場合、保険料納付が猶予される制度です。

②若年者納付猶予制度…30 歳未満で学生以外の人の保険料納付が猶予される制度です。

※学生納付特例、若年者納付猶予は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

※申請書は国民年金加入手続きの際、同時に提出することができますのでご相談ください。

■問い合わせ先 国保年金課国民年金係（☎ 40・7048）／弘前年金事務所（外崎 5 丁目、☎ 27・1339）

ぜひ

ご応募ください

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集

農業委員会等に関する法律の改正により、4 月 1 日から農業委員の選任方法が推薦・公募制に変わります。また、農地利用最適化推進委員を新設しますので、農業に関心のある人は、ぜひご応募ください。

【農業委員】

▽主な役割 農地の権利移動等の申請の許可、決定等の審査のための会議出席や、農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積を推進するための指針の作成など

▽対象 農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌する事項などに関しその職務を適切に行うことができる 20 歳以上の人

▽定数 26 人

【農地利用最適化推進委員】

▽主な役割 農業委員等と連携し、農地の権利移動等の申請地の現地確認、遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや農地所有者等への働きかけ、担い手

への農地集積など担当する区域内での推進活動

▽対象 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域内において推進活動ができる 20 歳以上の人

▽定数 53 人

～共通事項～

▽応募方法 自薦または他薦（団体推薦または 20 歳以上の人 3 人以上の連名で推薦）。規定様式に必要書類を添えて、持参または郵送で申し込みを。

※応募資格等はお問い合わせください。

▽応募期限 1 月 20 日（必着）

▽任期 3 年間（平成 28 年 4 月から）

■問い合わせ・申込先 農業委員…農業政策課計画推進係（〒 036・8551、上白銀町 1 の 1、☎ 40・7102）／農地利用最適化推進委員…農業委員会事務局農政係（〒 036・8551、上白銀町 1 の 1、☎ 40・7104）

スポンサーを
募集します

弘前図書館の雑誌カバー裏面広告募集

事業者の皆さんの社会貢献活動を目的として「雑誌スポンサー制度」をスタートします。雑誌スポンサー制度とは、事業者を対象に、雑誌の購入費用を負担してもらい、提供雑誌の最新号の雑誌カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、雑誌カバー裏面には雑誌スポンサーが作成した広告を表示する制度です。この機会に弘前図書館雑誌スポンサーになってみませんか？

申し込み方法などの詳細は、図書館に掲示してあるパンフレットや図書館ホームページをご覧ください。

▽雑誌スポンサーのメリット

○弘前図書館の年間貸出者数約 10 万人へ高い P R 効果が期待できます。

○選ぶ雑誌により、事業対象に関心のある利用者にピンポイントで情報を提供できる広告手段として活用で

きます。

○館内掲示や図書館ホームページ等で雑誌スポンサーの名称などを公表します。

▽募集期間 1 月 4 日～ 31 日（これ以降も随時受け付けします）

▽スポンサー期間 平成 28 年 4 月から当該年度末まで（更新可能）

■問い合わせ・申込先 弘前図書館（☎ 32・3794）



意見や提案を
お寄せください

弘前市旧相馬村区域過疎地域自立促進計画（案）へのパブリックコメントを募集します

市では、旧相馬村区域の今後 5 年間の過疎地域の基本方針と具体的な施策をまとめた「弘前市旧相馬村区域過疎地域自立促進計画」の策定に取り組んでいます。

このたび、計画（案）がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▽募集期間 1 月 4 日～ 18 日（必着）

▽計画（案）の閲覧方法

○市のホームページ

○次の場所で閲覧（土・日曜日、祝日を除く）

市役所総合案内所（上白銀町、市役所 1 階）、岩木総合支所総務課（賀田 1 丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ 3 階）、市民課城東分室（末広 4 丁目、総合学習センター内）、各出張所

▽対象

- ①市内に住所を有する人
- ②市内に事務所などを有する人または団体など
- ③市内に勤務する人
- ④市内の学校に在学する人
- ⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人
- ⑥本計画（案）に利害関係を有する人

▽提出方法 指定の様式または任意の様式に、住所、

氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の区分（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「弘前市旧相馬村区域過疎地域自立促進計画（案）への意見」など）を記入の上、次のいずれかの方法で提出を。

①郵送…〒 036・1592、五所字野沢 41 の 1、相馬総合支所総務課あて

②相馬総合支所総務課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く）

③ファクス…84・3500

④E メール…soumu-s@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

※記入漏れがある場合は意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▽意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先 相馬総合支所総務課（☎ 84・2111）

